

<p><b>例 規 名</b></p>	<p><b>富士見市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について</b></p>
<p><b>制 定 趣 旨</b></p>	<p>びん沼自然公園について、「水辺空間の活用・創出」、「自然を活用した体験の場の創出」、「地域の魅力向上・活性化」を基本方針とした新たな交流拠点の整備にあわせて、指定管理者制度を導入するとともに所要の改正を行うため、富士見市都市公園条例の一部を改正するものです。</p>
<p><b>主な制定内容</b></p>	<p>(1) 指定管理者による管理及び指定管理者が行う業務の範囲、供用日等、利用料金、利用料金の減免、利用料金の返還を追加  (2) 別表1の有料の公園施設にびん沼自然公園（パークゴルフ場、キャンプ場、バーベキュー場、多目的ルーム、コインシャワー、駐車場）を追加  (3) 別表2の文言の整理  (4) 別表3の1野球場から6交流施設の記載の変更  (5) 別表3の7パークゴルフ場から12駐車場を追加  (6) 別表4に指定管理者が管理を行うことができる公園及び業務内容を追加  (7) 別表5に指定管理者が管理を行う有料の公園施設の供用日及び供用時間を追加</p>
<p><b>施 行 日 等</b></p>	<p>(施行期日)  1 規則で定める日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、公布の日から施行する。  (準備行為)  2 改正後の第29条第1項の規定による指定管理者の指定及びこれに関する必要な行為並びに指定都市公園を供用するために必要な行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。</p>

富士見市都市公園条例（平成25年条例第10号）新旧対照表

新	旧
<p>(行為の制限)</p> <p>第6条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること<u>(びん沼自然公園の指定された区域において行うバーベキューその他これに類する行為は除く。)</u>。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(有料の公園施設)</p> <p>第10条 _____有料で利用させる<u>公園施設</u>（以下「有料の公園施設」という。）は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 <u>市長の管理する有料の公園施設</u>を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p>第14条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは<u>第3項（第10条第3項において準用する場合を含む。)</u>又は第10条第2項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は利用させてはならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第15条 法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第6条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること_____</p> <p>_____。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(有料の公園施設)</p> <p>第10条 <u>市長の管理する公園施設で、</u>有料で利用させるもの（以下「有料の公園施設」という。）は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 <u>前項の</u>_____施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p>第14条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは<u>第3項又は</u>_____第10条第2項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は利用させてはならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第15条 法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受</p>

けた者は、別表第2に定める\_\_\_\_\_使用料を納付しなければならない。

2 有料の公園施設を利用しようとする者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。ただし、当該施設をその設置目的以外に利用する場合は、前項の規定による。

(使用料等の徴収)

第17条 第15条第1項若しくは第2項の使用料又は前条第1項の占用料(以下「使用料等」という。)は、利用又は占用の許可の際に徴収する。ただし、別表第2備考に規定する使用料については、入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)の総収入額が確定したときに徴収する。

2 (略)

(使用料等の減免)

第18条 市長は、公益上必要がある場合その他規則で定める特別の理由があると認める場合は、使用料等を減額し、又は免除することができる。

(届出)

(指定管理者による管理及び指定管理者が行う業務の範囲)

第29条 別表第4の左欄に掲げる都市公園(以下「指定都市公園」と

けた者は、別表第2及び別表第3に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する者の使用料については、入場料等の総収入額の100分の5に相当する額とする。ただし、当該総収入額の100分の5に相当する額が5千円に満たないときは、5千円を総収入の確定後に納付しなければならない。

3 有料の公園施設を利用しようとする者は、別表第4に掲げる使用料を納付しなければならない。ただし、当該施設をその設置目的以外に利用する場合は、第1項の規定による。

(使用料等の徴収)

第17条 第15条第1項若しくは第3項の使用料又は前条第1項の占用料(以下「使用料等」という。)は、利用又は占用の許可の際に徴収する。\_\_\_\_\_

2 (略)

(使用料等の減免)

第18条 市長は、公益上必要がある場合その他規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

(届出)

いう。)の管理に関する業務のうち、同表の当該右欄に掲げる業務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第6条(第10条第3項において準用する場合を含む。)、第9条、第10条第2項及び第26条第2項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

3 指定管理者は、第6条第1項及び第3項の許可をする場合は、あらかじめ市長の承認を得るものとする。

(供用日等)

第30条 指定管理者に前条の業務を行わせる場合における当該有料の公園施設の供用日及び供用時間は、別表第5のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

(指定管理者による公園施設の現状変更)

第31条 指定管理者は、指定都市公園の施設で市が設置したものの改修、増設その他の現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(利用料金)

第32条 第15条の規定にかかわらず、指定管理者に指定都市公園の管理を行わせる場合においては、第6条第1項に規定する行為を行う者又は有料の公園施設を利用する者は、当該行為又は利用に係る料金(以下これらを「利用料金」という。)を指定管理者に納入しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第2及び別表第3に定める利用料金の額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第33条 指定管理者は、公益上必要がある場合その他規則で定める特別の理由があると認める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第34条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 指定都市公園の維持管理上又は公益上特に必要があるため利用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者が自己の責めに帰することができない理由で指定都市公園を利用することができなかつたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(委任)

第35条 (略)

(罰則)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

(1)～(3) (略)

(4) 第10条第2項又は第3項において準用する第6条第3項の

(委任)

第29条 (略)

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

(1)～(3) (略)

(4) 第10条第2項\_\_\_\_\_の

規定に違反して有料の公園施設を利用した者

(5) (略)

第37条 (略)

別表第1 (第10条関係)

有料の公園施設

公園名	有料の公園施設
富士見市運動公園	野球場 ミニ野球場 テニスコート 陸上トラック サッカー場
富士見市第2運動公園	野球場 ミニ野球場 サッカー場
びん沼公園	ミニ野球場
みずほ台中央公園	交流施設
<u>びん沼自然公園</u>	<u>パークゴルフ場 キャンプ場 バーベキュー場 多目的ルーム コインシャワー 駐車場</u>

別表第2 (第15条、第32条関係)

1 公園施設の設置又は管理の許可に係る使用料

種別	単位	期間	使用料
公園施設を設置する場合	1平方メートル	1月	市長が別に定める額
公園施設を管理する場合	1平方メートル	1月	市長が別に定める額

2 第6条第1項各号に掲げる行為の許可に係る使用料又は利用料金

行為の種類	単位	期間	使用料又は利用料金

規定に違反して有料の公園施設を利用した者

(5) (略)

第31条 (略)

別表第1 (第10条関係)

有料の公園施設

公園名	有料の公園施設
富士見市運動公園	野球場 ミニ野球場 テニスコート 陸上トラック サッカー場
富士見市第2運動公園	野球場 ミニ野球場 サッカー場
びん沼公園	ミニ野球場
みずほ台中央公園	交流施設

別表第2 (第15条\_\_\_\_\_関係)

公園施設の設置又は管理の許可に係る使用料

種別	使用料		
	単位	期間	金額
公園施設を設置する場合	1平方メートル	1月につき	市長が別に定める額
公園施設を管理する場合	トル		る額

別表第3 (第15条関係)

第6条第1項各号に掲げる行為の許可に係る使用料

行為の種類	使用料		
	単位	期間	金額

物品の販売その他これらに類する行為	1平方メートル	1日_____	50円
業として行う写真撮影	撮影機1台	1日_____	100円
臨時に会費を徴して行う写真コンテスト等での撮影	撮影機1台	1日_____	10円
業として行う映画その他これに類するものの撮影	撮影機1台	1時間____ __	2,000円
興行	1平方メートル	1日_____	10円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する行為	1平方メートル	1日_____	1円
花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為	1平方メートル	1日_____	1円

備考 第6条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた者が入場料等を徴収する場合の使用料又は利用料金の額については、この表の規定にかかわらず、入場料等の総収入額の100分の5に相当する額とする。ただし、当該総収入額の100分の5に相当する額が5千円に満たないときは、5千円とする。

別表第3 (第15条、第32条関係)

有料の公園施設の使用料又は利用料金

1 野球場

区分			使用料
半日	午前	午前8時から正午まで	1,200円
	午後	正午から午後5時まで	1,500円
1日	二	午前8時から午後5時まで	2,500円

物品の販売その他これらに類する行為	1平方メートル	1日 <u>につき</u>	50円
業として行う写真撮影	撮影機1台	1日 <u>につき</u>	100円
臨時に会費を徴して行う写真コンテスト等での撮影	撮影機1台	1日 <u>につき</u>	10円
業として行う映画その他これに類するものの撮影	撮影機1台	1時間 <u>につ</u> <u>き</u>	2,000円
興行	1平方メートル	1日 <u>につき</u>	10円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する行為	1平方メートル	1日 <u>につき</u>	1円
花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為	1平方メートル	1日 <u>につき</u>	1円

別表第4 (第15条関係)

有料の公園施設の使用料

1 屋外施設

施設名	半日		1日	1時間につ き
	午前	午後		
		午前8時か ら正午まで	正午から午 後5時まで	

1時間	二	二	300円
-----	---	---	------

## 2 ミニ野球場

区分			使用料
半日	午前	午前8時から正午まで	800円
	午後	正午から午後5時まで	1,000円
1日	二	午前8時から午後5時まで	1,600円
1時間	二	二	200円

## 3 テニスコート

区分			使用料
半日	午前	午前8時から正午まで	800円
	午後	正午から午後5時まで	1,000円
1日	二	午前8時から午後5時まで	1,600円
1時間	二	二	200円

## 4 陸上トラック

区分			使用料
半日	午前	午前8時から正午まで	1,500円
	午後	正午から午後5時まで	1,800円
1日	二	午前8時から午後5時まで	3,000円

## 5 サッカー場

区分			使用料
半日	午前	午前8時から正午まで	1,200円
	午後	正午から午後5時まで	1,500円
1日	二	午前8時から午後5時まで	2,500円

## 6 交流施設

区分			使用料
----	--	--	-----

			まで	
野球場	1,200円	1,500円	2,500円	300円
ミニ野球場	800円	1,000円	1,600円	200円
テニスコート	800円	1,000円	1,600円	200円
陸上トラック	1,500円	1,800円	3,000円	二
サッカー場	1,200円	1,500円	2,500円	二

備考 市内に住所、勤務先若しくは通学先を有しない個人又はその団体の使用料は、所定の使用料の金額の2倍に相当する金額とする。  
ただし、ふじみ野市及び三芳町に住所、勤務先若しくは通学先を有する個人又はその団体の使用料は、所定の使用料の金額とする。

## 2 屋内施設

施設名	区分	午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
交流施設		300円	300円	500円

備考 市内に住所、勤務先若しくは通学先を有しない個人又はその団体の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。



半日	午前	午前9時から正午まで	300円
	午後	午後1時から午後5時まで	300円
一	夜間	午後6時から午後9時30分まで	500円

7 パークゴルフ場

区分		利用料金
1 8ホール	一般	300円
	高校生以下	200円
3 6ホール	一般	600円
	高校生以下	400円
1日（休日を除く。）	一般	900円
	高校生以下	600円

8 キャンプ場

区分		利用料金
1 区画	午前10時から翌日の午前9時まで	4,000円

9 バーベキュー場

区分		利用料金
1名（小学校就学前の者を除く。）	午前9時から午後5時まで	500円

10 多目的ルーム

区分		利用料金
半日	午前9時から午後1時まで	2,000円
	午後1時から午後5時まで	2,000円
1日	午前9時から午後5時まで	4,000円

11 コインシャワー

区分		利用料金

1回	100円
----	------

## 1 2 駐車場

区分		利用料金
普通自動車	1時間	100円
準中型自動車	1時間	500円
中型自動車	1時間	500円
大型自動車	1時間	500円

### 備考

1 1から5までの有料の公園施設に係る市内、ふじみ野市及び三芳町に住所、勤務先若しくは通学先を有しない個人又は規則で定める団体の使用料の額は、所定の使用料の額の2倍に相当する額とする。

2 6の有料の公園施設に係る市内に住所、勤務先若しくは通学先を有しない個人又は規則で定める団体の使用料の額は、所定の使用料の額の4倍に相当する額とする。

3 7から10までの有料の公園施設に係る市内に住所、勤務先又は通学先を有しない個人の利用料金の額は、所定の利用料金の額の1.5倍に相当する額とする。

4 「高校生以下」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒、高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、高校生以下及び小学校就学前の者以外の者をいう。

5 「休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。

6 12の有料の公園施設の表に掲げる自動車の区分は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する自動車の種類による。

別表第4（第29条関係）

都市公園	業務
びん沼自然公園	(1) 公園の利用に関する業務 (2) 利用料金の徴収に関する業務 (3) 公園の施設、設備、遊具等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

別表第5（第30条関係）

有料の公園施設	供用日	供用時間
パークゴルフ場	1月4日から12月28日 日まで	午前8時30分から午後5時 まで
キャンプ場	1月4日から12月28日 日まで	午前10時から翌日の午前 9時まで
バーベキュー場	1月4日から12月28日 日まで	午前9時から午後5時まで
多目的ルーム	1月4日から12月28日 日まで	午前9時から午後5時まで
コインシャワー	1月4日から12月28日 日まで	午前8時30分から午後5時 まで
駐車場	1月1日から12月31日 日まで	午前零時から午後12時ま で